

石巻市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の 人件費率
令和2 年度	140,824 人	179,360,610 千円	5,745,941 千円	12,380,799 千円	6.9 %	5.5 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2 年度	1,471 人	5,696,189 千円	1,163,515 千円	2,229,601 千円	9,089,304 千円	6,179 千円	6,020 千円

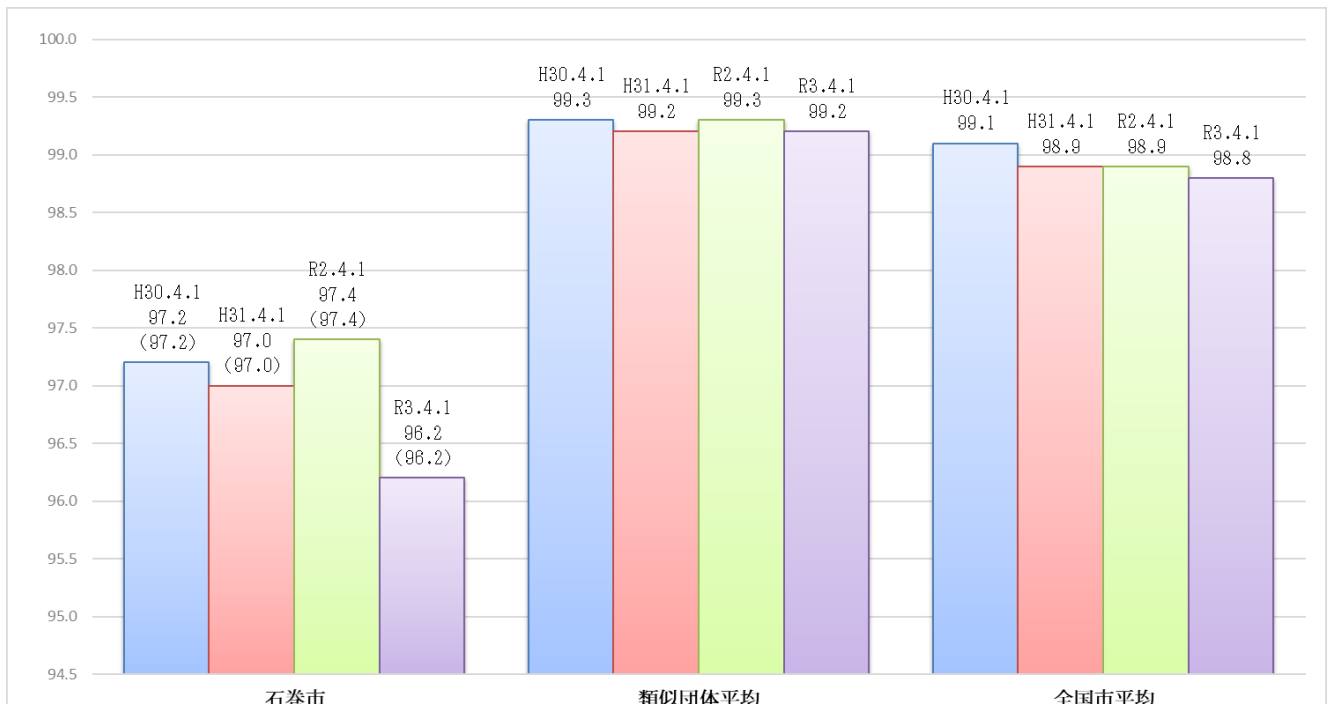
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	人事委員会を設置していないため記載なし					%
○年度	割合 A	支給月数 B	A - B	(改定月数)		支給月数
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国と同様（石巻市は支給地域でないことから、支給地域に勤務する職員にのみ支給）

（実施時期）平成27年4月1日

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
石巻市	45.1 歳	310,151 円	399,166 円	331,933 円
宮城県	42.1 歳	318,668 円	431,517 円	354,807 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	42.3 歳	317,759 円	400,282 円	356,590 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
石巻市	53.6 歳	133 人	306,612 円	327,476 円	316,706 円	—	— 歳	— 円	—
うち 清掃職員	53.1 歳	11 人	306,645 円	324,133 円	313,645 円	廃棄物処理業 従業員	46.6 歳	304,600 円	1.06
うち 学校給食員	51.3 歳	19 人	321,889 円	349,043 円	333,047 円	調理士	45.2 歳	240,500 円	1.45
うち 用務員	54.4 歳	43 人	305,544 円	325,116 円	317,067 円	用務員	50.3 歳	235,200 円	1.38
うち 自動車運転手	56.8 歳	6 人	284,783 円	314,619 円	291,283 円	自家用乗用 自動車運転手	56.8 歳	212,200 円	1.48
うち その他	52.7 歳	54 人	304,506 円	323,876 円	314,706 円	—	— 歳	— 円	—
宮城県	53.1 歳	148 人	309,944 円	351,623 円	330,688 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	— 円	328,603 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	52.8 歳	41 人	318,632 円	354,994 円	335,178 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
石巻市	—	—	—
うち 清掃職員	5,137,382 円	4,236,800 円	1.21
うち 学校給食員	5,610,625 円	3,188,100 円	1.76
うち 用務員	5,250,830 円	3,186,100 円	1.65
うち 自動車運転手	4,710,943 円	2,695,700 円	1.75
うち その他	5,236,308 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成30～令和2年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職（高等学校教育職）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石巻市	41.5 歳	370,751 円	423,471 円
宮城県	46.7 歳	388,432 円	445,577 円
類似団体	41.7 歳	375,082 円	421,584 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		石巻市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	189,600 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	155,700 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	—	153,300 円	147,900 円
	中学卒	132,300 円	136,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,379 円	331,662 円	364,760 円	397,400 円
	高校卒	236,100 円	293,769 円	331,956 円	361,050 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	296,000 円	302,150 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

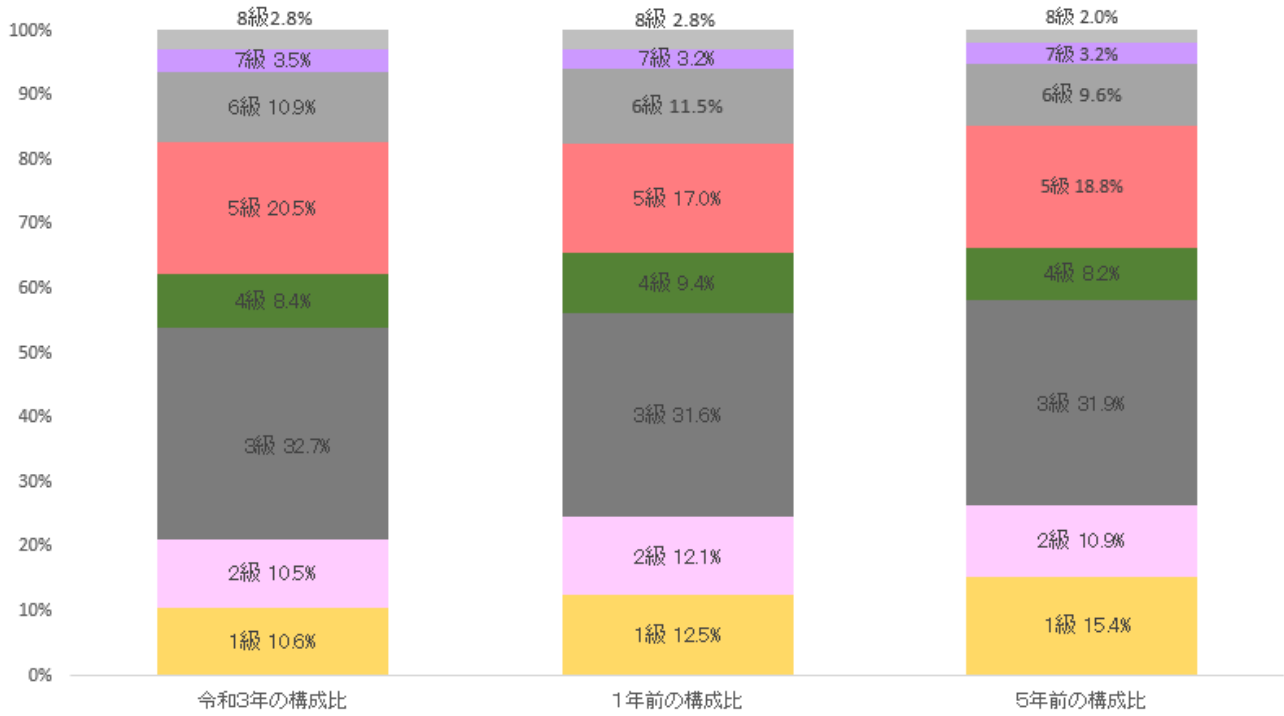
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	87人	10.6%	146,100円	247,600円
2級	主事	86人	10.5%	195,500円	304,200円
3級	主任主事・主査	268人	32.7%	231,500円	350,000円
4級	主幹	69人	8.4%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐	168人	20.5%	289,700円	393,000円
6級	課長	89人	10.9%	319,200円	410,200円
7級	次長	29人	3.5%	362,900円	444,900円
8級	部長	23人	2.8%	408,100円	468,600円

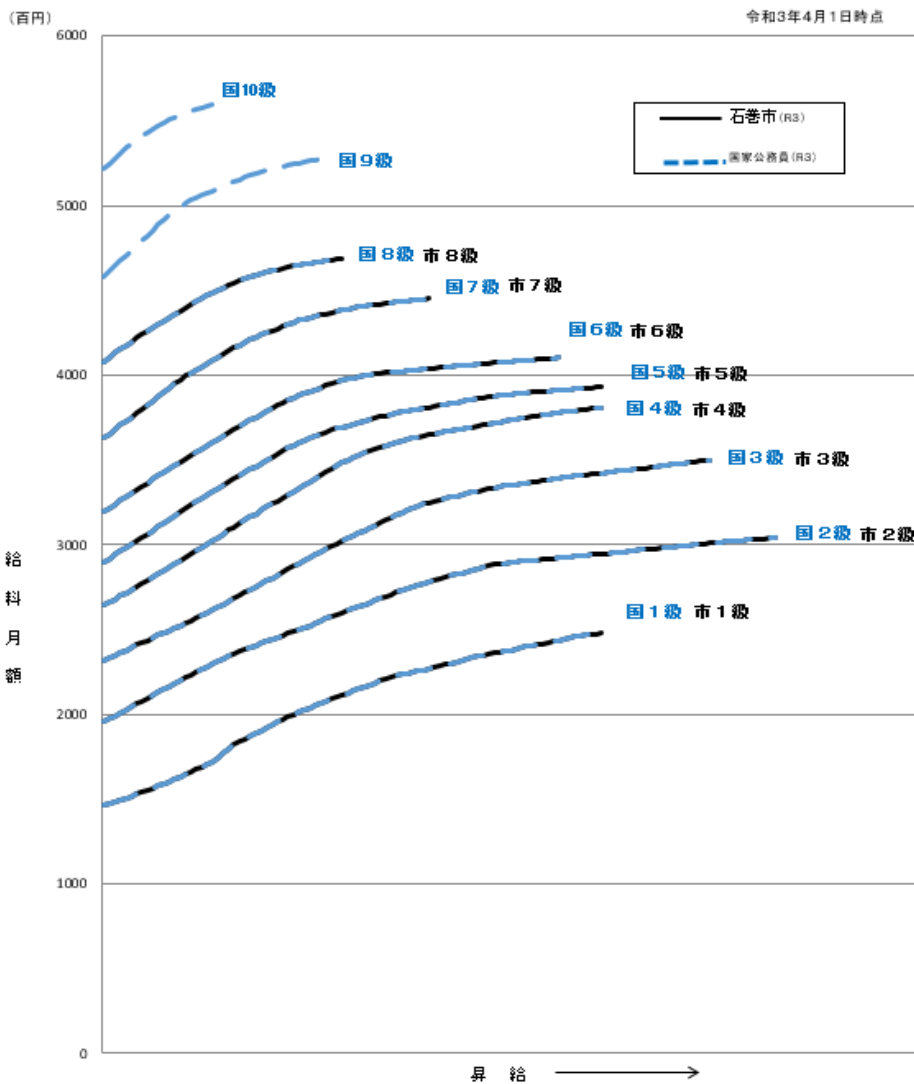
(注) 1 石巻市の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の級別構成比



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（石巻市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度以降		令和5年度以降	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

石巻市	宮城県	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,285 千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,753 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20 % 管理職加算 15～25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20 % 管理職加算 10～25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（石巻市）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度以降		令和5年度以降	

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

石 巻 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例2～20%加算			定年前早期退職特例3～45%加算		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額					
	1,492千円	21,174千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(注) 2 職員の退職手当は、宮城県市町村職員退職手当条例により支給される。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		4,484 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		498,243 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20 %	2 人	20 %
宮城県仙台市	6 %	5 人	6 %
医師	16 %	2 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		40,263 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		289,658 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		8.0 %		
手当の種類（手当数）		19 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支 給単価
防疫業務手当	健康部に所属する職員	感染症患者の救護、家畜伝染病の防疫等	282 千円	1回550～4,000円
福祉業務手当	社会福祉事務所保護課に所属する職員	生活保護措置事務	1,344 千円	月額7,000円以内
不快業務手当	夜間急患センター等に勤務する職員	死体の清拭等	0 千円	1体1,000円
医療業務手当	夜間急患センターに勤務する医師	医療業務	8,050 千円	月額380,000円以内
医療技術手当	雄勝歯科診療所に勤務する医師	医療業務	1,440 千円	予算に定める額
医師手当	雄勝・橋浦診療所に勤務する医師	医療業務	5,040 千円	月額350,000円以内
研究手当	雄勝歯科診療所に勤務する医師	医療業務	5,557 千円	予算に定める額
放射線取扱手当	夜間急患センター及び田代診療所に勤務する診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合	175 千円	月額7,000円
夜間看護手当	夜間急患センター及び田代診療所に勤務する看護師等	深夜において行われる看護業務	7,110 千円	勤務1回につき7,300円以内
緊急医療従事手当	夜間急患センターに勤務する医師及び技師等	緊急の医療業務	819 千円	勤務1回につき12,000円以内
除雪業務手当	施設維持事務所等に勤務する職員	勤務時間以外の時間における除排雪等の業務	72 千円	1日550円
危険作業手当	建設部等に所属する職員	高所及び深所における危険作業に従事した場合	13 千円	1日310円以内
往診手当	雄勝・橋浦診療所に勤務する医師	往診業務	3,954 千円	月額350,000円以内
過疎地域診療手当	夜間急患センターに勤務する医師	田代・寄磯・雄勝・橋浦診療所における診療業務	3,146 千円	1日10,000円
災害業務手当	全職員	災害対策本部の指示により屋外で2時間以上にわたり災害業務に従事した場合	20 千円	1日550円以内 (深夜にわたる場合は倍額)
特殊歯科治療業務手当	歯科医師	障害児者の歯科治療の推進及び障害児者の2次歯科治療に従事した場合	1,200 千円	月額100,000円以内

入学者選抜手当	市立高等学校に所属する職員	入学者を選抜する業務	128 千円	1 日 1,000円
教員特殊業務手当	市立高等学校に所属する職員	非常災害時の生徒の保護、修学旅行、部活動の引率指導等	1,636 千円	1 日 2,700～ 16,000円以内
教員業務連絡指導手当	市立高等学校に所属する職員	教務主任等が行う連絡調整、指導助言等	277 千円	1 日 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	515,448 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	347 千円
支給実績（元年度決算）	619,242 千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	386 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和2年度決算）	支給職員1人 当たり 平均支給年額 （令和2年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 6,500 円 ・ 子 10,000 円 ・ 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		千円 129,747	円 218,062

住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・月額 27,000 円以下の家賃を支払っている場合 家賃の月額から 16,000 円を控除した額 ・月額 27,000 円を超える家賃を支払っている場合 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1 (限度額 17,000 円) に 11,000 円を加算した額 	同じ		千円 71,667	円 270,440
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000 円 定期券の使用が最も経済的・合理的である区間については、支給単位期間(最長 6 ヶ月)である定期券の価額 それ以外の区間については回数乗車券等の 21 回分の運賃等の額 ・交通用具利用者(片道 2km 以上) 使用距離に応じて 2,000 円～31,600 円 	同じ		千円 114,942	円 86,488
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数 	同じ		千円 10,716	円 30,442
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数 	同じ		千円 4,707	円 188,269
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間以外の時間及び休日等に本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額一般 勤務1回につき4,400円 特殊勤務1回につき6,100円～21,000円 	異なる	支給額	千円 0	円 0
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき必要と認められるときに、給料月額100分の25以内において支給 最高額 146,400円 	異なる	支給額	千円 114,867	円 709,055
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識を必要とし、採用による欠員の補充が困難な職(医師等)に採用された職員に支給 最高額 414,800円 	同じ		千円 6,816	円 2,272,067

管理職 特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当が支給される職員が臨時又は緊急の必要、その他の公務運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合役職名に応じて6,000円～8,500円 ただし、勤務に応じた時間が6時間を越える場合は、上記の額に100分の150を乗じて得た額 管理職手当が支給される職員が臨時又は緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合役職名に応じて3,000円～4,300円 	異なる	支給額	千円 3,098	円 23,122
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> 転勤等により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて、8,000円～70,000円加算する 	同じ		千円 4,750	円 593,750
災害派遣手当	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員で、住所又は居所を離れ石巻市の区域に滞在した場合 			千円 134,273	円 1,428,440
支給額 1日につき最高6,620円					

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給料	市区町村長	1,000,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市町村長	811,000 円	1,073,000 円 / 625,800 円	881,000 円 / 682,200 円
報酬	議長	545,000 円	660,000 円 / 452,000 円	
	副議長	481,000 円	620,000 円 / 390,000 円	
	議員	444,000 円	590,000 円 / 370,000 円	
期末手当	市区町村長	(2年度支給割合)		
	副市町村長	年間3.35 月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副市町村長	100万円×在職月数×0.44	2,112万円	任期毎
		81万1千円×在職月数×0.26	1,012万円	(※ただし任期の通算も可)
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

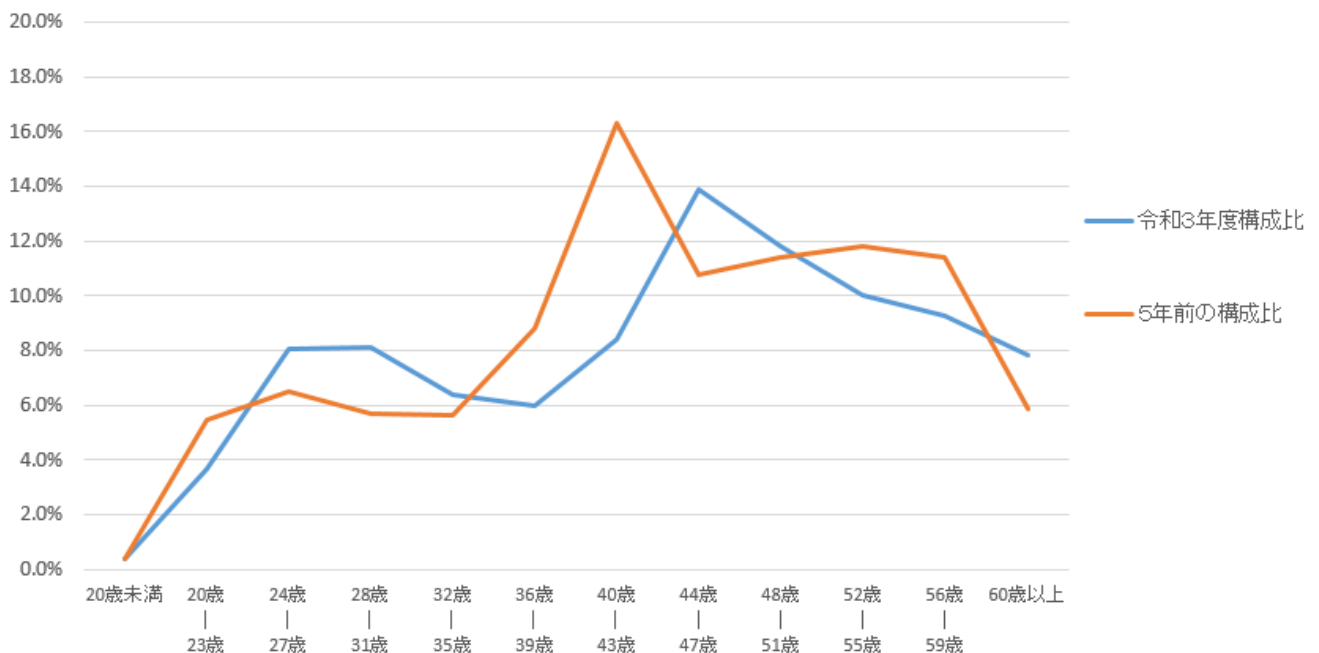
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令和2年	令和3年		
普 通 会 計	一 般 行 政 部 門	議 会	11人	11人		
		総務・企画	312人	289人	△23人	事務の統廃合縮小に伴う減
		税務	58人	56人	△2人	事務の統廃合縮小に伴う減
		労働	3人	3人		
		農林水産	62人	56人	△6人	事務の統廃合縮小に伴う減
小 計	商工	31人	31人			
	土木	205人	188人	△17人	事務の統廃合縮小に伴う減	
	民生	335人	325人	△10人	事務の統廃合縮小に伴う減	
	衛生	170人	168人	△2人	職員配置見直しに伴う減	
		計	1,187人	1,127人	△60人	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.46人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 49.07人)
		教育部門	284人	249人	△35人	民間委託に伴う減
		消防部門	0人	0人		
		小 計	1,471人	1,376人	△95人	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.24人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 66.23人)
公 営 企 業 等 会 計	小 計	病 院	251人	252人	1人	医療体制の充実のための医療職採用に伴う増
		下水道	33人	35人	2人	職員配置見直しに伴う増
		その他	100人	76人	△24人	事務の統廃合縮小等に伴う減
		小 計	384人	363人	△21人	
合 計			1,855人 [2,252]	1,739人 [2,252]	△116人	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.20人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 7	人 68	人 149	人 150	人 118	人 111	人 156	人 258	人 219	人 186	人 172	人 145	人 1,739

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政	1,191	1,241	1,229	1,221	1,187	1,127	△ 64 (△ 5.4%)
教育	287	301	300	293	284	249	△ 38 (△ 13.2%)
消防	7	8	7	8	0	0	△ 7 (皆減)
普通会計 計	1,485	1,550	1,536	1,522	1,471	1,376	△ 109 (△ 7.3%)
公営企業等 会計 計	335	388	388	381	384	363	28 (8.4%)
総合計	1,820	1,938	1,924	1,903	1,855	1,739	△ 81 (△ 4.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。